

承認前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表七(二)付表三 令六・四・一以後終了事業年度分

支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定資産の譲渡等による損失の額の合計額 (別表七(二)「16」)	特定資産の譲渡等による利益の額の合計額 (別表七(二)「17」)	各関連法人における損金算入額等の合計額 (各関連法人の(7)の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の合計額 (各関連法人の(14)の合計額)	特定資産譲渡等損失額 (1)－(2)＋(4)
	1	2	3	4	5
：	円	円	円	円	円
：					
：					
：					
：					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の計算の明細				
関連法人の名称			支配関係発生日	・
承認前二年以内適格合併等の別			適格合併 ・ 残余財産の確定	承認前二年以内適格合併等の日
承認前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別			他の関連法人 (名称：) ・ 当該法人	

支配関係事業 年度以後の事 業年度	関連法人対象 事業年度	関連法人対象 事業年度の 欠損金発生額	当該関連法人に おける損金算入 額等	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				特定資産譲渡等損失相当額から 控除する金額の計算		特定資産譲渡等 損失相当欠損金 額
		(関連法人対象事 業年度のそれぞれの 別表七(一)「当期 分の青色欠損金 額又は災害損失欠 損金額」)		譲渡等による 損失の額の合 計額	譲渡等による 利益の額の合 計額	特定資産譲渡 等損失額	欠損金額のう ち特定資産譲 渡等損失相当 額	控除済金額	特定資産譲渡等 損失相当額から 控除する金額	
				(8)－(9)	((6)と(10)の うち少ない金 額)又は(19)	(他の関連法 人の(13)の合 計額)	(((3)－(12))と (11)のうち少 ない金額)			
6	7	8	9	10	11	12	13	14		
： ：	： ：	内 円	円	円	円	円	円	円	円	
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
計										

関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 額 の 特 例 計 算						
支配関係事業 年度以後の事 業年度	関連法人対象 事業年度	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合				特例計算による関連法人の 特定資産譲渡等損失相当額 ((20)に金額の記載がある場 合にあっては0、(21)に金 額の記載がある場合にあって は(18))
		関連法人対象事業年度の 欠損金発生額 (6)	特定資産譲渡等損失額 (10)	欠損金額のうち特定資産譲 渡等損失相当額 ((15)と(16)のうち少ない金 額)	(17)のうち簿価純資産超過 額を構成するものとされた 部分の金額 ((21)の金額を(17)の古いも のから順次振当)	
		15	16	17	18	
		19				
： ：	： ：	内 円	円	円	円	円
： ：	： ：	内				
： ：	： ：	内				
： ：	： ：	内				
： ：	： ：	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細											
時 価 純 資 産 超 過 額 ((27の①)－(33の①))－((27の②)－(33の②))			20	円	簿 価 純 資 産 超 過 額 ((27の②)－(33の②))－((27の①)－(33の①))			21	円		
資 産				負 債							
名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		名 称 等		時 価		帳 簿 価 額	
		①		②				①		②	
	22	円		円			28	円		円	
	23						29				
	24						30				
	25						31				
	26						32				
計	27					計	33				